

平成18年 第3回

教育委員会臨時会会議録

平成18年3月28日(火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2214号
平成18年第3回臨時会

日 時 平成18年3月28日(火) 午前10時3分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委 員	五味原 康
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	横 矢 真 理
	教 育 長	高 橋 良 祐

「欠席委員」 な し

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小 林 進
	庶 務 課 長	小 池 眞喜夫
	教育政策担当課長	佐 藤 國 治
	学 務 課 長	渡 邊 正 信
	生涯学習推進課長	所 治 彦
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	太 田 達 郎

「書 記」	庶務課庶務係長	阿 部 祥 子
	庶務課庶務係主査	山 本 隆 司

「会議に付した事件」

第1 会議録の承認 平成18年第2回定例会(2月7日)会議録

第2 審議事項

- 1 議案第12号 港区教育委員会事務局の人事について
- 2 議案第13号 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 3 議案第14号 港区教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規程
- 4 議案第15号 港区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 5 議案第16号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 6 議案第17号 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 8 議案第18号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 8 議案第19号 港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

- 9 議案第20号 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

日程第3 教育長報告事項

- 1 寄付の受領について
- 2 平成15年度包括外部監査結果に係る措置通知書について
- 3 東京文化財ウィーク2005表彰について
- 4 その他

日程第4 協議事項

- 1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて
 - (1) 学校教育の環境整備について
区立幼稚園配置計画の見直しについて
 - (2) 社会教育の施策について

「開 会」

澤委員長 第3回港区教育委員会臨時会を開会いたします。 (午前10時 3分)

「会議録署名委員」

澤委員長 本日の署名委員は、横矢委員にお願いいたします。

第1 会議録の承認

澤委員長 早速日程に入ります。

日程第1、会議録の承認ですけれども、平成18年2月7日の第2回定例会(第2211号)につきまして、承認ということによろしゅうございますか。

(異議なし)

澤委員長 ありがとうございます。

第2 審議事項

1 議案第12号 港区教育委員会事務局の人事について

澤委員長 日程第2、審議事項。議案第12号「港区教育委員会事務局の人事について」。本件につきましては、人事案件のため、港区教育委員会会議規則第1条の規定に基づき秘密会として審議したいと思います。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

澤委員長 それでは、本案に係る審議につきましては秘密会にて会議を行います。

(傍聴者退席)

澤委員長 それでは、秘密会を閉じて通常の会議として開始させていただきます。

(退席者入室)

澤委員長 先週は、中学校、幼稚園、小学校とそれぞれ卒業式、修了式がありました。子どもたちが新たなステップに巣立つという場面に我々は臨むことができ、改めて、幼稚園、そして小学校、中学校と、子どもたちの成長の姿が本当に身近に感じられました。また、子どもたちが次のステップということで、港南小学校の場合には、卒業証書をもろう前に一言、自分の抱負をみんなに向かって発言するという、なかなか考えた演出でした。同時に、子どもたちのそういう影響で、私自身はもうあすはないのですけれども、次のステップに向けて何かやらなければ、そんなふうに感じました。

2 議案第13号 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

澤委員長 では、審議事項の2に入ります。

議案第13号「港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」につきまして、庶務課長、よろしく願います。

庶務課長 それでは、お手元の議案資料 2をごらんいただきたいと思います。「港区教育委員会

事務局組織規則の一部を改正する規則」でございます。

2枚おめくりいただきたいと思います。組織規則新旧対照表がございます。下の段が現行、それから上の段が改正案となっております。これは、平成18年4月1日の事務局組織改正に伴う各課の分掌事務についての規定でございます。まず、庶務課の中に、「私立幼稚園、私立専修学校及び私立各種学校に関する事」という事務を新たに加えます。それから、学務課ですが、現行、「私立幼稚園、私立専修学校及び私立各種学校に関する事」を削除いたしまして、新たに「学校施設の維持管理に関する事」という項目を加えるものでございます。平成18年4月1日から施行いたしますものでございます。

説明は以上でございます。

澤委員長 教育委員会事務局組織の一部分掌事務の再編ということで、庶務課長から説明をもらいましたけれども、何かご質問とかご意見はありますでしょうか。

小島委員 この専修学校と各種学校って、わかるようでよくはわからないのですが、具体的にどんな学校があるのでしょうか。

学務課長 済みません。きょう、資料が手元にございませんので、私、説明できかねますので、申しわけありませんが。

小島委員 おおよそはわかりますので結構です。

澤委員長 ほかに何かございますでしょうか。

これは、庶務課長、やはり負担のバランスですか。学校施設のことを学務課に入って。

庶務課長 そうです。学務課のスペンが若干広がりますので、その分、庶務課で、この私立幼稚園の関係についてはやるということで、バランスを少しとったということでございます。

澤委員長 質問はよろしゅうございますか。

澤委員長 それでは、採決に入ります。

議案第13号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

澤委員長 それでは、議案第13号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

3 議案第14号 港区教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規程

澤委員長 次に、議案第14号「港区教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規程」につきまして、庶務課長、よろしく申し上げます。

庶務課長 議案資料 3をごらんいただきたいと思います。組織規程というのは、先ほどの事務局組織規則の下に位置づけられるもので、詳細な係の事務分担について規定しているものです。

3枚おめくりいただきたいと思います。新旧対照表でございます。第2条については、係の名称でございます。庶務課の「施設係」を廃止しまして「施設計画担当」を設置いたします。それから、学務課の「学事係」を「学校運営支援係」と変更するものでございます。また、新たに保健給食係の次に「学事担当」を置きます。生涯学習推進課については、「青少年育成担当」を削除いたします。

指導室につきましては、現行「事務係」を「指導支援係」に変更するとともに、新たに「教育人事担当」を設置するものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。第7条以降については、各係の詳細な分掌事務でございます。庶務係については、先ほどお話ししました私立幼稚園の関係に関するものでございます。それから、教職員係については、現行「文化会及び体育会」というものを削除いたします。それから、施設係については、施設計画担当という形で、学校の維持管理、調査及び統計についてというものを削除いたします。それから、教育政策担当につきましては、教育特区構想の推進というものを削除して、新たに特別支援教育の推進と、2号の公私立幼稚園調整審議会の関係について加えております。学務課。学校運営支援係については1号から10号のとおりといたします。学事担当については、1号、2号という形で新たに規定を設けます。就学相談係については、2号、3号という形で規定をいたします。生涯学習推進課の生涯学習係につきましては、青少年委員に関するものを削除いたしまして、現行、青少年育成担当については削除をいたします。それから、もう1枚おめくりいただきまして、指導室の関係です。指導支援係については、1号から7号までの規定といたします。新たに教育人事担当を設けまして、1号、2号という形にいたします。指導主事についても、7号、8号、9号という形で変更を加えるものでございます。

この訓令は平成18年4月1日からの施行といたします。

以上でございます。

澤委員長 港区教育委員会事務局組織規程の改正ということで説明をもらいましたけれども、何かご質問等ありますでしょうか。

小島委員 第2条の生涯学習推進課の青少年育成担当が外れて、外れた分、今まで青少年育成をしていたのは、今後どこでどう対応するのでしょうか。

庶務課長 青少年育成担当については、区長部局の子ども部局の子ども支援課というところと、それから、青少年対策地区委員会のほうについては総合支所に移るという形になります。

澤委員長 ほかに何かございますでしょうか。

庶務課長、1点、教育政策担当の分掌事務ですけれども、新たに「公私立幼稚園調整審議会に関する事」というのが表面に出ました。当然、これは今までも関係しているわけですけど、これを表面に出したということは、何か意味があるのでしょうか。

庶務課長 調整審議会については、下の段（現行）の学務課学事係の13号にこれまでございました。それを事務局の中で事務のバランスをとるということで、教育政策担当は、これから幼稚園の関係事務を進めますので、この審議会に関することはこちらに移したということです。

澤委員長 わかりました。

五味原委員 公私立幼稚園審議会は、今まではイニシアチブをとっていたのは区長部局ですよね。現在は完全に教育委員会がイニシアチブをとって、委員会の立ち上げからすべてをやることになるわけですね。したがって、前よりは、事務量というよりも交渉事が非常に多くなるわけですね。

庶務課長 調整審議会は、これまでも学事係の仕事というふうに位置づけられております。

五味原委員 いや、事務の内容ではなくて、位置づけとしては、今までは区長部局が審議会の委

員の選定を……。表面上は。そうじゃなかったのですか。

学務課長 平成11年から区長部局から事務の補助執行ということで。それはしっかり告示もして、教育委員会の事務としてこちらのほうで所管してきたわけです。諮問は区長の名前で諮問をしますけれども、イニシアチブは、委員がおっしゃるとおり、教育委員会がこれまでどおりしっかりととっていくということです。

五味原委員 はい、わかりました。

澤委員長 ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、採決に入ってよろしゅうございますか。

澤委員長 それでは、議案第14号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

澤委員長 では、議案第14号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

4 議案第15号 港区教育財産管理規則の一部を改正する規則

澤委員長 続きまして、議案第15号「港区教育財産管理規則の一部を改正する規則」につきまして、庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案資料 4をごらんいただきたいと思います。「港区教育財産管理規則の一部を改正する規則」でございます。

2枚おめくりいただきたいと思います。規則新旧対照表でございます。これは、区長部局の平成18年4月1日の組織改正に伴いまして、「政策経営部」が「総合経営部」という名称に変更になりました。そこで、規則第19条及び第20条について、あらかじめ政策経営部長と協議をする必要がある用途変更及び用途廃止について、「総合経営部長」に改めるものでございます。

この規則は平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

澤委員長 今回の区長部局の改革に伴って名称変更ということですが、よろしゅうございますか。

澤委員長 それでは、採決に入ります。

議案第15号について、原案どおり可決することによろしゅうございますか。

(異議なし)

澤委員長 それでは、議案第15号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

5 議案第16号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

澤委員長 続きまして、議案第16号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、同じく、庶務課長、お願いします。

庶務課長 それでは、資料 5、「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。これは、様式を規則で定めておりますが、これについて変更を加えるも

のです。一番後ろを4枚おめくりいただきますと、横長の「職員別給与簿」で、上に「(改正案)」というのがございます。その次が給与簿の現行でございます。

まず、1号様式です。これは、職員別の給与のすべてを記録したもので「給与簿」と言います。この給与簿中、地方自治法の改正によりまして、調整手当の「調整」の文言を「地域」に改正するものです。左のほうに「職員番号」「氏名」というのがありますが、「氏名」の下に、改正案では「地域」、現行では「調整」というふうにございますが、ここの手当の名称を変えるというものと、それと同時に、今回、文言をわかりやすくしたということで、下の段に「社会保険料」という欄がございます。その真ん中あたりに、「短期・福祉掛金」、それから「介護掛金」というのがございますが、これは現行ですと、「短・福掛金」ということで、「介護掛金」の中については、今回、「介護保険料」という形でわかりやすくするものでございます。

それから、ちょっと細かいのですが、右下のほうに表が幾つかありまして、一番下に「住所」の細長い欄があって、その上に「扶養親族」というのがあります。その上に、「税表」「配有」、それから「本人該当」というのがありますが、「本人該当」のところの「障害」の次が改正案は空欄になっております。現行では「老年」というふうになっているところですが、本人の老年控除というのは現在ありませんので、ここは空欄にするということで、今回、改正にあわせて給与簿の様式を整理をするというものでございます。

それから、もう1点。1枚おめくりいただきますと、今度は縦長のもので、「給与減額整理簿」というのがございます。これは、勤務しなかった時間について給与をカットしていく整理簿でございます。終わりから2枚目が改正案、一番終わりが現行というふうになっております。左の下のほうの欄で、「勤務1時間当たりの給与額」というところの真ん中に「地域手当」というのが改正案です。これも、現行の「調整手当」を変更するものでございます。

施行日は平成18年4月1日になります。

以上でございます。

澤委員長 給与に係る様式の変更、改正ということで説明をもらいましたけれども、何かご質問ありますか。よろしゅうございますか。

澤委員長 それでは、採決に入ります。

議案第16号につきまして原案どおり可決することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

澤委員長 それでは、議案第16号については原案どおり可決することに決定いたしました。

6 議案第17号 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

澤委員長 続きまして、議案第17号「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について、庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、資料6をごらんいただきたいと思います。「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

2枚おめくりをいただきますと、新旧対照表がございます。これは、先ほどと同様、地方自治法

の改正により、「調整手当」の文言を「地域手当」に改正するものです。改正箇所が多岐にわたっておりますが、第10条の関係。それから、その裏面、第12条の関係。それから、次のページ、第15条が該当します。

施行は平成18年4月1日でございます。

以上です。

澤委員長 この文言の改定ということで説明がございましたけれども、よろしゅうございますか。

澤委員長 それでは、採決に入ります。

議案第17号について原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

澤委員長 議案第17号については原案どおり可決することに決定いたしました。

7 議案第18号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

澤委員長 次に、議案第18号「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、資料7をごらんください。港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。順次ご説明をいたします。

第4条関係でございます。これは、勤勉手当に関しまして、勤務評定による成績率を導入するための改正でございます。成績率に関しましては、特別区人事委員会の承認を得て今後規定していく予定でございます。この成績率については、労使協議を今後していき、その中で決定していくというものでございます。

続きまして、このページの現行のところ、下の段、第5条の2でございます。管理職に適用される成績率に関する規定を削除いたします。これは、全職員に成績率が導入されるために、管理職にのみ適用する条文は不要となるため、これを削除するものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思えます。第6条関係、減額率に関する規定でございます。私事欠勤等がある職員については、減額事由に応じまして勤勉手当が減額されます。改正案では、成績率を乗じた後に減額率を適用するという規定にいたします。

それから、第10条、第12条、第15条につきましては、地方自治法の改正によりまして、「調整手当」の文言を「地域手当」に改正するものでございます。

少し戻っていただきまして、第11条でございます。「職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合」ということですが、現行第4条第2項に基準日等の定義が規定されております。しかし、この定義が改正案の第4条第2項にないため、この第11条第1項で基準日等の文言が使えません。そのための改正でございます。

この規則は平成18年4月1日の施行とするものでございます。

以上でございます。

澤委員長 幼稚園の先生方の勤勉手当に関する規則の一部改正ということで、成績率の扱い、そ

れから文言の変更等の説明をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。

小島委員 勤勉手当というのは、民間でいうと何に当たるものなのですか。

庶務課長 期末手当と勤勉手当がいわゆるボーナスと言われるものですね。月々の給与と別です。

小島委員 期末手当と勤勉手当と合わせて、民間で言うボーナスみたいなものなのですか。

庶務課長 はい。それで、期末手当は、民間でもそうかも知れませんが、勤務の在籍月数等によって出るので、勤勉手当はそこに成績、業績を反映させて支給するという性格の違いがあります。

澤委員長 ほかに何かございますでしょうか。

この成績率というのは、先ほどの説明だと、従来、管理職には適用されていたけれども、一般の先生方にはなかった。成績率というのは、どのくらいの値ですか。

庶務課長 成績率は、管理職については5段階に分けておりまして、最上位ですと1000分の1050、それから、最下位ですと1000分の950、その間に段階があると。

澤委員長 プラスマイナス5%という感じでしょうかね。

庶務課長 そうですね。

澤委員長 ほかによろしゅうございましょうか。

澤委員長 それでは、採決に入ります。

議案第18号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

澤委員長 議案第18号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

8 議案第19号 港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

澤委員長 議案第19号、「港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、庶務課長、お願いします。

庶務課長 それでは、資料 8をごらんください。港区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。第2条関係でございます。これは、第一回定例会での給与条例改正により、最高号給を超えて昇給することはなくなりましたので、これに関する規程を削除するものです。

また、条例改正により給料表が4分割されましたので、義務教育等教員特別手当も4分割にいたします。

この規則は平成18年4月1日の施行とするものでございます。

以上でございます。

澤委員長 給与条例の改正による、一部規程の削除ならびに変更の説明を受けましたが、よろしゅうございましょうか。

横矢委員 表の中の一番左、職員の区分のところですが、「再任用職員以外の職員」と書いてありますが、この再任用職員はどうなるのでしょうか。

庶務課長 再任用職員については、それぞれ表の一番最後の行に「再任用職員」という区分がございます。再任用雇用については、1級、2級、3級ごとの定額でございます。

横矢委員 定額ということですか。

庶務課長 はい。

澤委員長 ほかによろしゅうございますか。

澤委員長 それでは、採決に入ります。

議案第19号につきまして原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

澤委員長 議案第19号について原案どおり可決することに決定いたしました。

9 議案第20号 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

澤委員長 議案第20号に入らせていただきます。

議案第20号「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、指導室長、よろしくをお願いします。

指導室長 ただいま議題となりました「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

本案は、幼稚園教育職員の初任給、昇格・昇給にかかわる規程の改正に関するものであります。このたびの勤務成績に応じた給与制度の構築を目的とした人事給与制度の改正に伴い、規定の整備が必要となったものです。

初任給に関する改正では、現行の調整月数を短縮または延伸する方法から、調整号数を加算または抑制する方法に改めております。また、昇給制度の見直しでは、特別昇給と普通昇給を統合して、勤務成績に応じて昇給の区分を5段階とする昇給制度を改めるなど、現行の制度が大きく見直されております。

資料の改正案と現行というのをごらんいただくと、例えば、4枚目の第9条のところには「勤務成績判定期間における勤務成績に応じて行わなければならない」とありまして……

澤委員長 すみません。指導室長、第9条に飛ぶわけですね。

指導室長 はい。

澤委員長 新旧対照表ですか。

指導室長 対照表の5枚目です。

澤委員長 第9条？

指導室長 はい。そこには成績に応じて決定される区分が示されております。A、B、C、D、Eの5段階ということになります。

それから、これまで月数で調整が決まっていたのですが、これは後ろから4枚目、給料表初任給基準表ということで、ごらんいただくと、調整月数が「6月」という月数で書いてあったのが号数で……。

澤委員長 はい。

指導室長 その調整号数というところがありますが、これまでは調整月数ということで調整を行っておりました。初任給の号数についても、これまでの6号給ということから1号給を4分割した関係から17号給という形で細かく規定されて、さらに調整号数ということで調整を図ることになっております。

こうした給与改正に伴う手続上の規定を改正するという規則でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただくようお願いいたします。

澤委員長 幼稚園の教育職員、先生方の勤務の成績に応じて給料を支給するというで、前に改正案が通っておりますけれども、それに基づいた細部の改定ということで、今、指導室長から説明をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。

教育長 要するに、1年間の給与を4分割されたことから、今まで月数という形で表現されていたものが今度は全部号数。だから、その文言が全部変わったので、この膨大なところはみんなそういうところですね。室長、これ、そういうことでいいのですよね。

指導室長 そうです。下のほうの現行の「給料月額」という文言は、全部「号給」というふうにあらわされておりますし、今、教育長からの発言もありましたが、月数での昇給、あるいは降格の部分については全部号数であらわすということです。内容的には、2号給スタート6月というのは変わらないですが、そういった統一を図っているということです。

教育長 それともう一つは、先ほど言った昇給についての勤務成績の証明というのが判定ということになって、それがA、B、C、D、Eと5段階のそういった意味での判定になっている。ここが大きいところですね。

指導室長 大きいところですね。この判定の5段階については、来年度、小・中学校は4段階の判定になるという流れがありますので、またこれは今後変わる可能性も出てくると思います。

澤委員長 この勤務成績に応じてというところが一つのポイントですかね。前は、あまりはっきり何段階なんていうのはなかったのですか。良好な成績で勤務した者というような表現で。

指導室長 勤務評定の数字を使って、それをこういうふうにしていたということですが、これがきちんとなると、小・中学校と同じ、目標管理ということが入ってきますから、自己申告で目標を設定して、それを達成ということの評価の一つに入ってくると。

澤委員長 何かご質問はよろしゅうございますか。

それでは、採決に入ります。

議案第20号につきまして、原案どおり可決することをご異議ございませんか。

(異議なし)

澤委員長 議案第20号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で審議事項を終わらせていただきます。

第3 教育長報告事項

1 寄付の受領について

澤委員長 日程第3、教育長報告事項に入ります。

まず、寄付の受領につきまして、図書・文化財課長、お願いいたします。

図書・文化財課長 それでは、資料 1 でご説明したいと思います。

2月17日から3月15日まで、指定無形文化財保持者の服部雅永氏の追悼展を実施しておりました。ご夫人から、彫金の額「森」と「飛」というこの2点をご寄付いただけるということで申し出がございまして、寄付の受領をいたしました。その旨の報告でございます。

澤委員長 亡くなられました無形文化財保持者の服部様のご夫人より、2点の寄付ということで報告を受けましたけれども、何かございますでしょうか。

小島委員 これは、受領して、どこで管理して、どうやって活用するのですか。

図書・文化財課長 郷土資料館のほうで、郷土資料ということで保存をいたしまして、何かの機会に活用していきたいと。追悼展の際は、この作品も展示をしてございました。

小島委員 はい、わかりました。

五味原委員 これは、失礼なのですが、時価幾らぐらいするものなのですか。

図書・文化財課長 時価で、多分、何十万円ということですか。

五味原委員 1点ね。

図書・文化財課長 はい。

教育長 私は、服部雅永氏の展覧会、追悼展を見てまいりました。服部さんが作業をしているところを映した15分から20分ぐらいのビデオが、あれはたしか平成3年ぐらいに港区教育委員会で作成したものなのですね。それを流してもらいながら、彫金をするところの彫り物の道具とか、そういうのもすべて展示してありまして、大変すばらしい技術で、本当に惜しいことをしたなというふうに思います。教育長室にも一ついただいたものが飾ってありますから、今度ごらんいただければと思います。後継者がいないのは大変残念です。

澤委員長 貴重な作品を多くいただいたということで、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

2 平成15年度包括外部監査結果に係る措置通知書について

澤委員長 続きまして、平成15年度包括外部監査結果に係る措置通知書につきまして、同じく、図書・文化財課長、よろしくお願いいたします。

図書・文化財課長 それでは、資料 2 に基づきましてご説明いたします。

平成15年度に包括外部監査を受けておりまして、これは、区立図書館全体でございますが、その指摘に関する措置ということで、今回2件、措置通知書を提出いたしましたので、ご報告をいたします。

めくっていただきまして、内容のところでございます。1の「他区との比較」という指摘でご意見ございました件でございますが。図書盗難防止装置（ブックディテクション装置）の設置ということで、図書盗難防止装置の設置がおくれているという指摘がございました。「講じた措置の概要」ということで、港区基本計画・実施計画 これは後期の計画でございますが こちらの計

画に、図書館資料へのＩＣタグの装備とブックディテクション装置の設置を計画事業として計上しました。ということで通知をしたいと思います。

平成１９年４月開館予定の赤坂図書館から順次入れていきたいということで考えてございます。

それから、(２)の「図書検索、予約等に係る電算システムの整備」でございますが、これは、指摘の内容が図書検索、予約等に係る電算システムの整備が若干おこなわれているということでございましたが、平成１６年度に図書館システムを改善いたしまして、インターネットによる図書館所蔵資料の検索と予約ができるようになっております。という通知をしたいと思います。

以上でございます。

澤委員長 外部監査結果に関して、教育委員会としてどういう措置をしたかということをお知らせするというので、宮内課長から説明を受けましたけれども、何かございますでしょうか。

電算システム、インターネット経由の予約と検索は区民の皆さんには非常に便利に使っていただいているようです。それは外部監査に言われたからやったというわけではないのでしょうか。

五味原委員 これで、外部監査の指摘事項はすべて回答済みということになるのですか。

図書・文化財課長 指摘と意見ということで２０項目ぐらいございます。現在、この２点を加えまして１６項目、あと４項目残っているという状況です。

澤委員長 その４項目は、重要なことは何かありますか。

図書・文化財課長 簡単にいたしますと、まず指摘事項の一つで、三田図書館に食堂がございしますが、そこの業務委託に係る契約書についてきちんと整備すべきだというご指摘がございました。それは、区全体でいいますと、ほかにも食堂がありますので、どういう形で整備するかというところでちょっと契約管財の者とも話をしています。これはすぐにはちょっとできないということで、今のところ、それについてはまだ整備がなされていないといいますが、使用許可でやっているものですから、契約書の作成までは至ってはおりません。

それから、意見として、建物の修繕維持費が突出しているのを調査をと。これについては、とらえ方の問題もありますので、直接回答はしなくてもいいというふうに聞いています。

それとあと、入館する際に受付簿に名前の記入を求めるといようなご意見がございました。これに関しては、入館する際に受付簿に記帳というのはちょっと無理なので、それに関してどうこうというふうには、今のところ、回答する予定はありません。

施設の有効利用ということで、図書館の集会室の利用についてご指摘がございしますが、これについても、現在のところは図書館のボランティア関係の方が利用の申し込みに来たときには貸し出しをしています。それ以上のことはやっていないので、まだ回答には至っておらないという状況です。

五味原委員 回答すればいいのではないの？ 不可能なら不可能と。

澤委員長 現状は現状でね。

五味原委員 契約しろと言われたって。

図書・文化財課長 一応ご指摘なので、とりあえず無理ですよということを今回はしておりません。今回のご指摘も含めて、次年度にはその辺も措置したいというふうに検討してまいります。

澤委員長 わかりました。ご担当の方が適切に判断いただければと思います。
よろしゅうございますか。

3 東京文化財ウィーク2005表彰について

澤委員長 続きまして、東京文化財ウィーク2005表彰につきまして、同じく、図書・文化財課長、お願いします。

図書・文化財課長 それでは、資料はございませんが、口頭でご報告をさせていただきます。

平成14年度から東京都教育委員会主催で、11月3日の文化の日前後に10日間程度開催しております東京文化財ウィーク事業がございます。東京都では、この事業に参加した事業者の中から、それぞれの事業に対して、毎年、東京都知事賞1件、それから東京都教育委員会賞2件を表彰しております。

このたび、平成17年度の事業377件の中から、港区白金台に所在しております宗教法人瑞聖寺の瑞聖寺大雄宝殿 これは国の重要文化財であります が の内部公開事業が東京都教育委員会賞を受賞いたしました。受賞は、平成10年度の東京文化財ウィーク実施当初から毎年参加をしていること、それから、通常は非公開である本堂内部を公開するとともに、住職みずからが解説を行うなど、積極的に事業を行ってきたということが評価されたものでございます。

東京文化財ウィーク事業で区内の事業が表彰されましたのは今回が初めてでございますので、情報提供ということでご報告をさせていただきます。

以上です。

澤委員長 東京文化財ウィークで白金台の瑞聖寺の本堂公開が東京都の教育委員会賞を受賞したということで報告を受けましたけれども、何かございますでしょうか。

小島委員 だれが受賞したのですか。

図書・文化財課長 その事業を実施しているということで、瑞聖寺さんがいただいたものでございます。

小島委員 目黒へ向かう大通りの左側にあった大きなお寺さんがそうじゃないかと思うのですが。

五味原委員 八芳園のおりる坂、桑原坂のあの角？

小島委員 あれ、たしか「瑞」何とかと書いてあった。そうそう、幼稚園もある。

図書・文化財課長 瑞聖幼稚園のあったところです。

小島委員 そう、あそこ。左側にある大きいお寺。

澤委員長 港区では初めてということで、なかなか光栄なことです。よろしゅうございましょうか。

4 その他

澤委員長 そのほかに、庶務課長、何かございますか。

庶務課長 ございません。

第4 協議事項

1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

(1) 学校教育の環境整備について

澤委員長 それでは、日程第4、協議事項でございます。

「港区における生涯教育の施策の方向づけ」のうち、「学校教育の環境整備」につきまして、まず、教育政策担当課長、何かございますか。

教育政策担当課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

澤委員長 続きまして、学務課長、ございますか。

学務課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

澤委員長 それでは、この件につきましては継続協議といたします。

(2) 社会教育の施策について

澤委員長 社会教育の施策につきまして、生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

澤委員長 それでは、この件につきましても継続協議といたします。

澤委員長 ほかに何かございますか。

庶務課長 先ほどの事務局組織規程の一部を改正する規程、資料 3で、委員から、庶務係の分掌事務のうち、私立専修学校と私立各種学校の違いについてご質問がございました。これにつきましては、専修学校、あるいは各種学校とも学校教育法で定める学校に当たるものでございますけれども、専修学校は、昭和50年に成立し、昭和51年度からスタートした制度で、それ以前の職業教育は専ら各種学校によって培われ、産業界の発展に大きく貢献していた反面、学校の基準が緩やかで、規模・内容面について格差があったということで、一定の基準を満たすものを新しく専修学校として位置づけたというものでございます。

具体的な違いといたしましては、専修学校については修業年限が1年以上、各種学校については1年以上、あるいは3カ月から1年未満というような形です。大きな違いは、入学資格でございます。各種学校については、課程に応じて独自に規定をされるものですが、専修学校については、中卒以上を資格とするものを高等課程、それから高卒以上を専門課程、そのほかに一般課程というのがございます。卒業すると、専修学校については、高等課程3年制ですと高卒と同等の資格が得られ、専門課程2年制ですと短大卒と同等の資格が得られるというような違いがございます。

以上でございます。

澤委員長 ありがとうございます。

小島委員 そうすると、指導・監督もきちんとやらなくてはいけないということになりますね。簡単に考えていたけれども、そう簡単ではないのではないのでしょうか。短大卒、高卒の資格と同等になると。なるほど。大変だ。

澤委員長 ほかによろしゅうございますか。

「閉 会」

澤委員長

それでは、平成17年度の教育委員会は、何か突発事故がない限りこれで終了です。

この1年間いろいろとありがとうございました。幼稚園に関しては、新たな制度に向かって教育委員会としては一歩進んだかなということ。それから、国際化の特区関連でもいよいよ4月からスタートということ、中学校では土曜講座など、いろいろと公立の魅力をつけるということで、指導室長を初めご尽力いただいて、新たな方向に進むことができました。子どもの数がふえるという追い風もあって、教育委員会としては 教育委員会の仕事はいろいろありますけれども、比較的前向きな仕事がこの1年間、それぞれの芽がやっと出てきたかなという位置づけかと思います。1年間、委員長をやらせていただきまして、本当にいろいろありがとうございました。また来年度からもよろしく願いいたします。

それでは、以上をもって閉会といたします。次回は4月3日、月曜日、午前11時30分からの予定でございます。

(午前11時28分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 横矢 真理